

■在宅で療養する

自宅等での療養を希望される場合の相談窓口です。

●在宅療養について相談したい

各市町の福祉事務所では、在宅療養に関する全般的な相談を受けています。

問い合わせ先	各市町【福祉事務所】(P56参照)
--------	-------------------

●在宅医療を受けたい

在宅療養支援診療所では、患者さんやご家族からの求めに医師や看護師が24時間体制で対応し、必要に応じて往診や訪問看護を行っています。緊急往診や看取り、（オピオイド系）鎮痛薬投与等の実績があり、「在宅緩和ケア充実診療所・病院加算」の届出を行っている診療所を掲載しています。

また、がん相談支援センター（P53～54参照）や各市町の福祉事務所（P56参照）で、地域の在宅療養支援診療所を紹介してもらうことも可能です。

問い合わせ先	在宅療養支援診療所(P61～P62参照)
--------	----------------------

●訪問看護を受けたい

訪問看護とは、通院や外出が困難な患者さんのために、看護師などが自宅等を訪問して、医師の指導に基づく診療の補助や、患者さんの健康管理や相談等を行うサービスのことです。

在宅での緩和ケア(麻薬での症状コントロールを含む)に24時間対応可能な訪問看護ステーションを掲載しています。

問い合わせ先	訪問看護ステーション(P63～P78参照)
--------	-----------------------

●在宅療養を支援する保険薬局が知りたい

県内には緊急時に24時間医薬品供給が可能であり、在宅での緩和ケアに対応可能な保険薬局があります。また、ケアカンファレンス・退院時共同指導に薬剤師が参加することも可能な薬局もあります。

問い合わせ先	広島県薬剤師会(P79参照)
--------	----------------

在宅療養の悩みもがん相談支援センターへ

がん相談支援センター（P53～54参照）では、自宅等での療養を希望する患者さんやご家族からの不安や悩みに関する相談も受け付けています。

自宅等で療養する場合、担当医や看護師との連携が重要です。気になることがあれば、遠慮なく相談してください。

患者さん・ご家族の声

- ◆家族ががん終末期の状態。家で過ごしたいという思いを叶えたいけど、仕事を持っているなか、何をしたら良いか分かりませんでした。相談することで色々調整してもらい、短い時間でしたが家で過ごすことができ、家族の絆も深まりました。
(80代女性 膵がん患者のご家族 呉共済病院)

- ◆退院して、家に帰るときに色々準備をしてもらったので、何とか生活ができています。感謝しています。
(50代男性 血液がん患者のご家族 呉医療センター)



■介護保険サービスを利用する

要支援・要介護認定を受けた方は、介護度によって決められた支給額の範囲で、訪問看護や訪問入浴介護などのサービスを利用することができます。



●介護保険サービスについて相談したい

お住まいの市町にある地域包括支援センターでは、サービスに関することや、高齢者の生活、権利擁護など、幅広い相談に応じています。また、各市町の介護保険担当課でも相談を受けています。

問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P56参照) 地域包括支援センター(P80～P89参照)
--------	--

●介護保険サービスを利用したい

介護保険制度では、要支援・要介護認定を受けると、介護度に応じて総費用の1割、2割又は3割の自己負担でサービスを利用することができます。

対象	次の場合で、要支援もしくは要介護認定を受けた方 ①65歳以上の方 ②40～64歳までの方で、医師に特定疾患病(がん等)と診断された方
問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P56参照)

●介護保険サービス費が高額となった場合

介護保険サービスに係る自己負担額が高額になった場合は、**高額介護（介護予防）サービス費制度**が適用されます。

この制度により、1か月に支払った自己負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合算）が自己負担上限額（所得額等により異なる。）を超えた場合、申請により超過分の費用が後日払い戻されます。

制度の対象となった場合は、各市町から対象者に通知があります。一度申請すれば、次回以降は手続きの必要はありません。

問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P56参照)
--------	---------------------

●世帯全体で医療費及び介護保険サービス費の負担を減らしたい

医療・介護保険サービスの両方を利用している世帯（例えば夫は医療、妻は介護）の負担を減らすために、世帯全体で合算した医療・介護双方にかかった費用について、1年間の自己負担上限額を決めた**高額医療・高額介護合算制度**があります。

対象	公的医療保険と介護保険の両方を利用している世帯
主な仕組み	1年間(8月1日から翌年7月末日まで)にかかった医療費、介護費の自己負担(保険適用のもの)が世帯の限度額(所得額等により異なる。)を超えた場合に利用可能
問い合わせ先	各市町【介護保険担当課】(P56参照)

18歳未満のがん患者さんに対する在宅療養支援 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、車いす、特殊寝台、歩行支援用具等の用具が給付されています。

小児がんなどの患者さんで、小児慢性特定疾病医療受給者証（P32参照）をお持ちの方が対象です。

給付の対象となる用具の種目や自己負担額などについては、各市町の担当課にお問い合わせください。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

■住民参加型の在宅福祉サービスを利用する

県内の複数の市町の社会福祉協議会では、「オール広島ささえあいネット」の名称で、暮らしの中でのちょっとした困りごとを住民同士がお互いさまの気持ちでささえあう、住民による有償の日常的な生活支援を行っています。

ささえあい活動を実施しているお住まいの市町の社会福祉協議会に連絡（登録）すれば、誰でも利用できます。

●例えば…

ごみの分別が
分かりにくい

けがをしてしまって
買い物に行けない

布団が重たくて
一人では干せない

●実施市町

実施市町	名 称
竹原市	元気!!たけはら
三原市	ほっとはーと
尾道市	尾道ふれあいサービス
府中市	すけっとや
三次市	はるかぜネット
東広島市	そよかぜねっと
安芸高田市	ほほえみネット安芸高田
江田島市	しおかぜネット
熊野町	ほっとくま
坂町	ようようネットさか
安芸太田町	さんさんネット
大崎上島町	かみじまネット
世羅町	かろやかてごねっと
神石高原町	神石さわやかネット



問い合わせ先

お住まいの市町社会福祉協議会 (P59～P60参照)

■子育て中の方へ

通院や療養等のために、一時的に養育が困難になった時に、利用できる制度があります。

詳しくは、お住まいの市町の担当課にご確認いただくか、県の子育てポータル「イクちゃんネット」をご確認ください。

※市町によって実施されていない制度もあります。



広島県の子ども元気
いっぱいキャラクター
イクちゃん



<http://www.ikuchan.or.jp/>

イクちゃんネット



最新の情報はこの二次元コードをスマートフォンや携帯電話で読み取ってください

●保育所等の一時預かり

保育所に入園していない乳幼児を持つ保護者が、一時的に保育できないとき、数日間預かってくれる保育所があります。また、子育て支援センターで一時預かりしているところもあります。

●ファミリー・サポート・センター

県内の多くの市町にはファミリー・サポート・センターという組織があります。援助をしたい人(ボランティア)が、援助を受けたい人への援助をするという有償ボランティアの制度です。各施設等によって、対象の援助内容や利用の方法は異なります。

また、市町の社会福祉協議会やシルバー人材センターで、子育てや家事援助を行う有償ボランティアの制度があるところもあります。子どもの送り迎えや、買い物などの外出時の子どもの預かりの援助をしてもらうことができます。

●短期入所生活援助事業(ショートステイ)

保護者が病気、冠婚葬祭などのため児童養育が一時的に困難になったときや、母子が緊急的に一時保護を必要とするときに、児童養護施設などで一定期間過ごすことができます。

問い合わせ先

各市町【担当課】(P56参照)

■医療費のこと

医療費が高額になる場合や、一定の条件に当てはまる場合、公的医療保険などにより負担を軽減できる場合があります。

◆加入している公的医療保険の確認◆

公的医療保険には、会社員が加入する健康保険のほか、自営業の方や、会社を退職した方が入る国民健康保険など、いくつかの種類があります。その種類によって、手続きの窓口や、受けられるサービス内容が異なることもあるので、まずは加入している公的医療保険をご確認ください。

	制度	対象者	問い合わせ先
被用者保険（職域を土台とした保険）	組管管掌健康保険	健康保険組合に加入した会社に所属する社員、及びその扶養家族	各健康保険組合 担当窓口
	全国健康保険協会 管掌健康保険	組管管掌健康保険及び 共済組合の適用がない 会社に所属する社員及び その扶養家族	全国健康保険協会 各都道府県支部 ※所属支部について は、資格情報のお知 らせでご確認ください。
	船員保険	一定基準以上の船舶の 船員とその扶養家族	全国健康保険協会 船員保険部 03-6862-3060
	共済組合（短期給付）	公務員、一部の独立行 政法人職員、日本郵政 公社職員、私立学校教 職員とその扶養家族	各共済組合の担当 窓口
地域 保険	国民健康保険	75歳未満でその他の保険 に加入していない方	各市区町の 担当窓口（P56参照）
		国保組合を組織する業種 で働く方	各国保組合 担当窓口
後期 高齢者	後期高齢者医療制度	・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満の 一定程度の障害がある方 で、申請により広域連合 の認定を受けた方	広島県後期高齢者 医療広域連合 082-502-3010

●高額療養費

公的医療保険が適用される治療費については、高額療養費制度を利用することができます。この制度では、ひと月（月の1日～末日）に医療機関や薬局の窓口で支払った額が一定の金額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻されます。

※同一世帯の家族の医療費等を合算できる場合もあります（世帯合算）
※介護保険の自己負担額を合算して負担を軽減する制度もあります。
（P24参照）

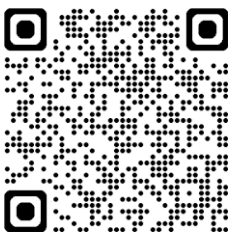
事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」P31参照）の手続きを行うことで、ひと月の支払額そのものをあらかじめ自己負担限度額までとすることができます。

認定証については、加入している公的医療保険の窓口にお問い合わせください。（P27参照）

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用すれば、「限度額適用認定証」がなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がありません。
（入院時の食費負担や差額ベッド代等は高額療養費制度での自己負担限度額の対象に含みません。）

※この他にもマイナンバーカードを健康保険証として利用することで、いつもの通院においても、その他の場面でも様々なメリットがあります。

詳しくはこちらの二次元コードを
スマートフォンや携帯電話で読み取ってください。



◆自己負担限度額について◆

▼69歳以下の方の上限額(国民健康保険の場合)

区分(年収の目安)	ひと月の上限額(世帯ごと)	4回目以降
約1,160万円～	$252,600円 + (\text{医療費} - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
約770～ 約1,160万円	$167,400円 + (\text{医療費} - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
約370～ 約770万円	$80,100円 + (\text{医療費} - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
～約370万円	57,600円	
住民税非課税者	35,400円	24,600円

▼70歳以上の方の上限額(国民健康保険の場合)

区分(年収の目安)		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目以降
現役並み	約1,160万円～	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円
	約770～ 約1,160万円	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円
	約370～ 約770万円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円
一般	約156～ 約370万円	18,000円 (年144,000円)	57,600円	
Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000円	24,600円	適用なし
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円	適用なし



最新の自己負担限度額の情報は、こちらの二次元コードをスマートフォンや携帯電話で読み取ってください。

▼75歳以上の方の上限額(後期高齢者医療の方の上限額)

区分 (住民税課税所得)		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目以降
現役並み	690万円～	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円
	380万円以上 690万円未満	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円
	145万円以上 380万円未満	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円
一般	一般Ⅱ(※1)	18,000円または、 (6,000円＋(医療費－30,000円) ×10%)の低い方 を適用(年間上限 144,000円) ※医療費が30,000 円未満の場合は、 30,000円として計 算する。	57,600円	
	一般Ⅰ(他の所得 区分に該当しない 世帯の方)	18,000円 (年144,000円)		
Ⅱ 住民税非課税世帯		8,000円	24,600円	
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			15,000円	適用なし

※1 現役並み所得者以外の被保険者のうち、下記のいずれかに該当するもの。

〈世帯内の被保険者が1名の場合〉

住民税課税所得金額が28万円以上で、
「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上の被保険者

〈世帯内の被保険者が2名以上いる場合〉

住民税課税所得金額が28万円以上で、
世帯内の被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が
320万円以上の被保険者とその世帯員

● 限度額適用・標準負担額減額認定（住民税非課税世帯の方）

住民税非課税世帯の方に対し、入院中の食事代や、入院医療費の自己負担限度額を低くするものです。加入する公的医療保険の窓口で事前に手続きを行い、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行してもらいます。

なお、「認定証」を提示されない場合は、一旦、支払っていただき、後日、高額療養費の支給申請により、超えた額の払い戻しを受けることができます。

（後期高齢者医療制度では、マイナ保険証または適用区分の記載がある資格確認書等を提示されない場合の入院中の食事代の払戻しはありません。）

問い合わせ先	加入している公的医療保険の窓口（P27参照）
--------	------------------------

● 所得税及び復興特別所得税の医療費控除

1月1日から12月31日までの一年間に、一定以上の医療費の自己負担があった場合、確定申告を行うことで納めた税金の一部が還付されます。医療費控除の対象となる費用には、診療や治療に伴う費用の他、通院交通費や医療器具・医薬品等の購入費などが対象になる場合もあります。

【控除額の計算方法】

医療費控除額【最高200万円】

$$= (\text{その年中に支払った医療費}) - (\text{保険金等で補てんされる金額}) \\ - (10\text{万円又は所得金額の}5\%【どちらか少ない額】)$$

問い合わせ先	最寄りの税務署（P57参照）
--------	----------------



●ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の医療費を助成する制度です。
 子供が18歳に達した年度の末日まで、親と子の医療費の自己負担部分について、自治体が助成します。自治体により、助成にあたっての所得制限や一部負担金等の基準が異なります。

問い合わせ先	各市町【担当者】(P56参照)
--------	-----------------

●乳幼児(子ども)医療費助成

乳幼児等の医療費を助成する制度です。
 入院・通院にかかる医療費の自己負担部分について、自治体が助成します。自治体により、助成の対象年齢や所得制限、一部負担金等の基準が異なります。

問い合わせ先	各市町【担当者】(P56参照)
--------	-----------------

●小児慢性特定疾病医療費助成

小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、患者家庭の医療費の負担を軽減するために医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象	厚生労働省が定める疾病の18歳未満の児童 ※引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満
適用条件	世帯の税額等に応じた月額自己負担あり
問い合わせ先	広島市にお住まいの方: 広島市【担当課】(P56参照) 福山市・呉市にお住まいの方: 各市の保健所 (P55参照) 上記以外にお住まいの方: 各保健所 (P55参照)

●被爆者援護

被爆者の方は、広島県が指定する医療機関で被爆者手帳を提示することにより、医療保険等の自己負担なしで医療を受けることができます。（ただし、保険診療以外のもの等は自己負担となります。）

問い合わせ先

広島県健康福祉局被爆者支援課
電話：082-513-3116

●毒ガス障害者援護（厚生労働省所管の方）

厚生労働省所管の毒ガス障害者の方（勤労奉仕隊員、動員学徒、戦後処理等の毒ガス処理従業者で、医療手帳の交付を受けた方）は、指定医療機関で医療手帳を提示することにより、毒ガスに起因する疾病の医療等について、医療保険等の自己負担なしで受けることができます。

問い合わせ先

広島県健康福祉局被爆者支援課
電話：082-513-3115

※ 国家公務員共済組合連合会所管の毒ガス障害者の方は、同機関で同様の制度がありますので、ご相談ください。
（国家公務員共済組合連合会旧令年金課 03-3265-8141）



石綿(アスベスト)の健康被害に対する労災保険制度

過去に石綿（アスベスト）を取り扱う業務に従事していた方が、石綿を原因とした肺がんや中皮腫などを発病した場合、労災補償の対象となります。

※労災保険（労働者災害補償保険）の給付を受けるためには、仕事が原因でその病気を発病したと労働基準監督署長から認定を受ける必要があります。

対象になるかもしれないと思われる方は、お住いの市町を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

問い合わせ先	労働基準監督署(P58参照)
--------	----------------



●広島県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

将来子供を産み育てることを望む小児・若年がん患者さんの経済的負担の軽減を図るため、**妊孕性温存療法**及び妊孕性温存療法により凍結保存した精子、卵子、胚（受精卵）等を用いた生殖補助医療（**温存後生殖補助医療**）に要する費用を助成しています。

・妊孕性温存療法について

妊孕性（にんようせい）とは、**妊娠するために必要な能力**のことです。

がん治療では、妊娠に関わる臓器にがんができた場合だけでなく、一見妊娠と関係のないような臓器にがんができた場合でも、抗がん剤や放射線治療による影響で、妊孕性が低下したり、失われたりすることがあります。

妊孕性に影響を与える可能性のあるがん治療を始める前に、胚（受精卵）、未受精卵子、卵巢組織または精子を凍結保存することで、**将来子どもを授かる可能性を残すことができます**。

※将来の妊娠を保証するものではありません。

※がん等の**原疾患の治療が最優先**です。対象となるかは、原疾患の主治医や看護師にご相談ください。

※広島県又は他都道府県が指定する医療機関で対象治療を受け、申請時に広島県内に住所を有する方が対象です。

未成年（18歳未満）の方や、今はパートナーがおられない方も、将来のことを考えて妊孕性温存療法を検討してみてください。



対象治療	(1)妊孕性温存療法(凍結保存)		(2)温存後生殖補助医療	
対象者	次の①から④を全て満たす方(③、④は(1)、(2)共通)			
	①凍結保存実施時に43歳未満の方 ②次のいずれかの疾患の治療により、妊孕性が低下したり失われたりする可能性がある方 ・「小児・思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」の妊孕性低下リスク分類に示されている治療 ・長期間の治療により卵巣予備能の低下が想定されるがん (その他がん以外の疾患で一部対象あり)		①夫婦のいずれかが左記条件を満たし、妊孕性温存療法を受けた後に、温存後生殖医療を受けた方 ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方	
	③医師により対象治療の生命予後に与える影響が許容されると認められる方 ④この事業に基づく研究への臨床情報等の提供に同意できる方			
助成対象費用	対象治療に係る医療保険適用外費用(入院費、文書料等の対象治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外)			
助成上限額 (治療1回あたり)	凍結保存する検体等	上限額	生殖補助医療に用いる検体	上限額
	胚(受精卵)凍結	35万円	凍結胚	10万円
	未受精卵子凍結	20万円	凍結未受精卵子	25万円
	卵巣組織凍結(再移植含む)	40万円	凍結卵巣組織(再移植後)	30万円
	精子凍結	2万5千円	凍結精子	30万円
	精巣内精子採取術による精子凍結	35万円		
助成回数	2回まで		6回まで(治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで)	
申請時期	原則として、対象費用を支払った日の属する年度内に申請する。			
問合せ先	広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ 電話:082-513-3093			

●難病医療費助成

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病について、医療費の自己負担額を助成する制度です。

国が定める指定難病にり患されている方で、病態など一定の基準を満たす場合に対象となり、対象疾病に関する医療費の自己負担が2割となります。

(※所得に応じた自己負担限度額があります。)

問い合わせ先	広島市にお住まいの方:広島市【各保健センター】 (P55参照) 広島市以外にお住まいの方:各保健所(P55参照)
--------	--

●自立支援医療(育成医療)

身体に障害を有するか、現存する疾患をそのまま放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の児童を対象に、手術などの医療費を助成する制度です。育成医療による医療費の助成を受けられる医療機関は、都道府県(指定都市・中核市)によって指定されています。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

●自立支援医療(更生医療)

身体障害者がその障害の補てん、程度の軽減、あるいは進行を防いで、自立した日常生活・社会生活を営むための身体上の機能を回復するために必要な医療費を助成する制度です。更生医療による医療費の助成を受けられる医療機関は、都道府県(指定都市・中核市)によって指定されています。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

● 自立支援医療（精神通院医療）

精神障害（てんかんを含む）を有する方が、通院による治療を継続する必要がある場合に、その医療費を助成する制度です。精神通院医療による医療費の助成を受けられる機関は、都道府県（指定都市）によって指定されています。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

● 重度心身障害者医療費助成

心身に重度の障害がある方（身体障害者手帳 1～3 級又は療育手帳 ④、A、⑤ のいずれかを所持する方に限る）が医療機関を受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。お住まいの市町により対象となる方や助成内容が異なります。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

● 精神障害者医療費助成

精神障害を有する方（精神障害者保健福祉手帳 1 級・自立支援医療（精神通院）受給者証のいずれも所持する方に限る）が医療機関を受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。お住まいの市町により対象となる方や助成内容が異なります。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

■生活費のこと

●傷病手当金

会社員や公務員等が、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。被用者保険（健康保険、共済組合、船員保険）独自のもので、被保険者本人が利用できます。

すでに退職した方でも、1年以上被保険者であり、退職時に受給条件を満たしていた場合など、一定の条件を満たせば、引き続き受給できる場合もあります。

・主な仕組み

給料の支給がない場合等に、1日当たり給与日額（標準報酬日額）の3分の2相当額が、通算で1年6か月間（船員保険の被保険者は3年間）支給されます。

※2022年1月より、支給期間が「通算で1年6か月」となり、職場復帰し、傷病手当金を受給していない期間は、1年6か月に含めなくてよくなりました。

・主な条件

- ①病気やけがのため仕事ができない
- ②連続して3日間（待期）以上欠勤している
（傷病手当金の支給は4日目以降）
※船員保険の被保険者を除く
- ③給料や障害・老齢年金などが払われない
（給料等が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その額まで補てん）
- ④業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
（労災該当者は対象外）



問い合わせ先	加入している公的医療保険の窓口（P27参照）
--------	------------------------

●雇用保険による基本手当

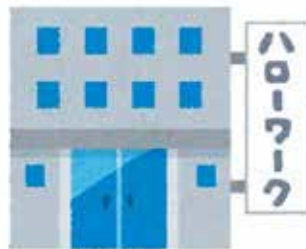
離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職に就くことができない状態にある場合で、原則として、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あったときに給付を受けることが可能です。

問い合わせ先	ハローワーク(公共職業安定所)(P58参照)
--------	------------------------

●児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童(一定の障害がある児童は20歳未満)を監護等しているひとり親家庭(離婚・それに準ずる状態)に支給されます。所得制限あり。年金との併給調整あり。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------



●老齢年金の繰り上げ支給

受給資格を満たしている場合、老齢基礎年金は60歳から繰り上げて受け取ることができます。また、老齢厚生年金も生年月日に応じて、60歳から繰り上げて受け取ることができます。

また、厚生年金保険の支給開始年齢の段階的引き上げに伴い特別支給の老齢厚生年金を受給されている方が、一定の障害の状態になった場合、障害者特例の適用により支給額が加算される場合があります。（生年月日等の条件があります。）

問い合わせ先	年金事務所(P57参照)
--------	--------------

●生活福祉資金貸付

低所得世帯や障害者世帯、介護を要する方のいる高齢者世帯、失業者世帯などに対し、世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、都道府県の社会福祉協議会が必要な生活資金を低利で貸し付ける制度です。用途別に、貸し付け条件や貸付資金枠・限度額があります。

問い合わせ先	市区町社会福祉協議会(P59～P60参照)
--------	-----------------------

●生活保護

収入や資産等あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する場合に、最低限度の生活の保障を行い、自立を図る制度です。その困窮の程度に応じて、生活費、医療費、介護費等の給付を行います。

問い合わせ先	各市町【福祉事務所】(P56参照)、民生委員
--------	------------------------



民間保険について

民間保険は、入院中の食事代や差額ベッド代、保険のきかない医療機器や薬を使った検査・治療などの、公的医療保険では賄えない費用や、医療費の自己負担分の支払いを補助し、生活を支える一助になります。

また、診断時、入院・通院時、診断内容や入院・通院期間によって、具体的な用途を定めずに支払額が定められているものもあります。

民間保険の支給対象となる「がん」は、保険の種類や保険会社によって、その範囲が異なります。また、保証される給付金・保険金の内容、支払われる条件なども様々です。

特に初期段階のがんである「上皮内がん（上皮組織にとどまって浸潤（しんじゅん）していない状態のがん）」を対象とするかは、会社によって異なりますので、ご確認ください。



■障害が残った方へ

●身体障害者手帳



身体に障害が残った方の日常生活の不自由を補うために、様々な助成を受けられるもので、人工肛門や人工膀胱の造設ケアを受けている方や、咽頭部を摘出した方などが対象になります。

問い合わせ先	各市町【福祉事務所】(P56参照)
--------	-------------------

●障害年金

病気や怪我などで重度の障害が残った場合、65歳未満であっても年金を受け取ることができる制度です。人工肛門の造設や咽頭部を摘出した方のほか、日常生活や仕事に著しい制限を受ける状態となった方が受給できることがあります。障害年金の受給には一定の要件を満たしていることが必要です。

種別 障害等級	障害基礎年金 (国民年金) 1級・2級	障害厚生年金 (厚生年金) 1級～3級	障害共済年金 (共済年金) 1級～3級
問い合わせ先	・各市町【担当課】 ・年金事務所 (P56～P57参照)	・職場の担当 ・年金事務所 (P57参照)	・職場の担当 ・共済組合 事務局

※ 障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

※ 障害のもとになった病気や怪我の初診日において加入していた年金制度により、請求手続き先が異なります。

※ 厚生年金や共済年金については、3級よりやや程度が軽い場合、一時金として 障害手当金（厚生年金）もしくは障害一時金（共済年金）が支給される場合があります

●日常生活用具の給付(貸与)

重度障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付又は貸与を行っています。

問い合わせ先	各市町【福祉事務所】(P56参照)
--------	-------------------

●特別障害者手当

在宅で過ごす20歳以上の、常時特別の介護を必要とする重度重複障害者に支給される手当です。ただし、受給にあたっては所得制限があります。なお、3か月以上病院に入院している場合や、施設などに入所している場合は受給できません。

問い合わせ先	各市町【福祉事務所】(P56参照)
--------	-------------------

●障害児福祉手当

日常的に常時介護を必要とする20歳未満の障害児が受け取る手当です。受給にあたっては、扶養義務者の所得制限があります。児童がその障害により障害年金を受給している場合や、施設入所しているとき、国内に居住していないときも、受給できません。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

●特別児童扶養手当

20歳未満の障害児を養育している方が受け取る手当です。障害児福祉手当と合わせて受け取ることができます。ただし、受給にあたっては、養育者の所得制限があります。児童がその障害により障害年金を受給している場合や、施設入所しているとき、国内に居住していないときは、受給できません。

問い合わせ先	各市町【担当課】(P56参照)
--------	-----------------

※障害のある方が対象となる医療費に関する制度として、次の制度もご参照ください。

- ・自立支援医療（育成医療）（更生医療）（P37参照）
- ・自立支援医療（精神通院医療）（P38参照）
- ・重度心身障害者医療費助成（P38参照）
- ・精神障害者医療費助成（P38参照）

■仕事のこと

●大切なのは「がんになってもすぐに仕事を辞めないこと」

医療技術の進歩などにより、入院期間の短縮や、通院治療を受けることができる患者さんも多くなりました。

企業側も、これまで会社に貢献し、業務に精通している貴重な人材を失うことは、不利益のほうが大きく、柔軟な働き方(休暇・時差勤務など)を認めたり、業務内容を症状に合わせて配慮するなど、がん治療と仕事の両立支援に向けた取組の輪が広がってきています。

もちろん、あなたの気持ちやご家族の状況など踏まえて、「仕事を辞める」という選択肢もありますが、**まずは担当医や看護師、職場の上司などと、治療と仕事の両立について話し合ってみてください。**両立についてしっかり考え、納得してがん治療に臨むことは、あなたの療養生活をより良いものにすることにつながるでしょう。

●悩みや不安はがん相談支援センターへ

「職場に迷惑がかかるかも…」、「病状について何をどこまで会社に伝えたらいいのだろう…」、「何から始めたらいいかわからない…」という方は、**まずはがん相談支援センターにご相談ください。**必要に応じてハローワークや産業保健総合支援センターとも連携を取り、両立支援をサポートしています。

また、傷病手当金（P 39参照）や雇用保険による基本手当（P 40参照）など、仕事とお金に関連する各種制度等についてもご相談いただけます。

問い合わせ先	がん相談支援センター(P53～54参照)
--------	----------------------

患者さんの声

◆仕事と治療の両立について、勤務先に担当医意見書を提出するよう**アドバイスをもらい**、職場に配慮してほしいことをスムーズに伝えることができました。

(40代女性 卵巣がん 広島大学病院)

● 広島産業保健総合支援センターによる両立支援の出張相談窓口

がん相談支援センターには、広島産業保健総合支援センター（以下「産保センター」といいます。）と連携し、**治療と仕事の両立を支援するための出張相談窓口**を設置しているところがあります。

この相談窓口では、産保センターが派遣する、保健師、社会保険労務士などの資格をもつメンタルヘルス対策・両立支援促進員による相談支援を受けることができます。メンタルヘルス対策・両立支援促進員は、症状や治療計画、職場で配慮することなどを踏まえて、働き続けられるような体制づくりをサポートしてくれます。

令和6年4月現在、県内17のがん診療連携拠点病院等に設置されています。

問い合わせ先	出張相談窓口を設置している がん相談支援センター（P53～54参照）
--------	---------------------------------------

※事業場に出向いての相談にも応じています。

問い合わせ先	広島産業保健総合支援センター 連絡先：082-224-1361 受付時間：平日9:00～17:00 祝日を除く
--------	---



●ハローワークによる長期療養者への出張就職相談

県内4か所のがん診療連携拠点病院では、がんをはじめとした疾病の長期療養をしながら働きたいという方の就職を支援するために、ハローワーク広島東及びハローワーク福山の専門担当者「就職支援ナビゲーター」による出張就職相談が月に1回開催されています。

症状や通院状況に配慮した求人探しや、仕事復帰の不安解消のための相談に応じているほか、応募書類の作成や面接の受け方などについて、あなたの療養状況を踏まえたアドバイスをしてもらえます。

・ハローワーク広島東

	広島大学病院	広島市立広島市民病院
相談日	毎月第2木曜日	毎月第1木曜日
時間	10:00～15:00(事前予約制)	
場所	がん相談支援センター	がん相談支援センター
電話 予約	082-257-1525	082-212-3190

・ハローワーク福山

	福山市民病院	福山医療センター
相談日	毎月第2木曜日	毎月第3木曜日
時間	10:00～15:00(事前予約制)	
場所	がん相談支援センター	がん相談支援センター
電話 予約	084-941-5151 (内線3147)	084-922-0001

※県内15か所のハローワークでも相談に応じています。

問い合わせ先	ハローワーク(公共職業安定所)(P58参照)
--------	------------------------

アピランス（外見）ケアについて

●アピランス（外見）ケアとは？

がんやがん治療により生じた外見の変化（頭髪やまゆげ、まつげなどの脱毛や爪の割れ・はがれなど）により、外出をしたくなくなるなど、これまでと同じ生活が送りにくいと感じる方もいます。

このような方に対する「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者さんの苦痛を軽減するケア」のことを、アピランス（外見）ケアと呼んでいます。

●広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業

県では、がん患者さんの心理的・経済的な負担をやわらげ、社会参加を応援し、より良い療養生活になるように、ウィッグ購入費用の一部を助成しています。

対象ウィッグ	全頭用のウィッグ（頭皮保護用のネットを含む）
対 象 者	次の①から③の全てに該当する方。 ①申請時に広島県内に住所を有する方。 ②がんの治療を受けた方。または現在受けている方。 ③がんの治療により脱毛が生じた（生じるおそれがある）ことにより対象ウィッグを購入した方。
助成金額	対象ウィッグ購入費用の合計額の5割（上限50,000円）
申請期限	対象ウィッグの購入日から 1年以内
助成回数	1人につき、1回限り
問い合わせ先	広島県健康福祉局健康づくり推進課がん医療・共生グループ 電話：082-513-3093

●各市町が実施しているがん患者ウィッグ購入費助成事業

県内の複数の市町では、がん患者さんのウィッグ購入費用に対する助成事業を行っています。詳細は、各実施市町の担当窓口にお問い合わせください。

実施市町	担当窓口	電話番号
呉市	保健所 地域保健課	0823-25-3540
海田町	福祉保健部 健康づくり推進課	082-823-4418
熊野町	健康福祉部 健康推進課	082-820-5637
北広島町	町民保健課 健康増進係	0826-72-7353